

<参考資料>

島根県放課後児童支援員認定資格研修受講資格証明提出書類一覧

各号	内容	提出書類
第1号	保育士の資格を有する者	以下の書類のうち、いずれかひとつ <ul style="list-style-type: none"> ・保育士証の写し ・保育士(保母)資格証明書の写し ・保育士試験合格通知書の写し ・指定保育士養成施設卒業証明書の写し ・保育士養成課程修了証明書の写し
第2号	社会福祉士の資格を有する者	以下の書類のうち、いずれかひとつ <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士試験合格通知書の写し ・社会福祉士登録証の写し
第3号	高卒以上で2年以上かつ2,000時間程度児童福祉事業に従事したもの	以下の書類の両方 (1) 卒業証書の写し または 卒業証明書の写し (2) 実務経験証明書(様式2-1)
第4号	教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者	以下の書類のうち、いずれかひとつ <ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許状の写し ・教育職員免許状授与証明書の写し
第5号	大学にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程修了卒業生	以下の書類のうち、いずれかひとつ <ul style="list-style-type: none"> ・卒業証書の写し ・卒業証明書の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。
第6号	大学にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程単位を修得し、学校教育法第102条第2項の規定により大学院入学が認められた者	以下の書類のうち、いずれかひとつ <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められたことを証する書類の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。
第7号	大学院にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程修了卒業生	以下の書類のうち、いずれかひとつ <ul style="list-style-type: none"> ・卒業証書の写し ・卒業証明書の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。
第8号	外国の大学にて社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学の課程修了卒業生	以下の書類のうち、いずれかひとつ <ul style="list-style-type: none"> ・卒業証書の写し ・卒業証明書の写し ※履修科目を確認できる書類を提出していただく場合があります。 ※日本語以外の書類の場合は日本語訳を併せて提出すること。
第9号	高卒以上で2年以上かつ2,000時間程度放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事し、市町村長が認めたもの	以下の書類の両方 (1) 卒業証書の写し または 卒業証明書の写し (2) 実務経験証明書(様式2-1)
第10号	5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの	実務経験証明書(様式2-2)
その他	前年度に一部科目修了証の交付を受けている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・一部科目修了証の写し ※島根県知事の交付した一部科目修了証である場合は、その他の添付書類は不要。